

# 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

## 公益財団法人岡山県郷土文化財団役員及び 評議員に対する報酬等支給基準規程

### 第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県郷土文化財団定款（以下「定款」という。）第17条及び第34条の規定に基づき、公益財団法人岡山県郷土文化財団（以下「この法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

### 第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員に対する報酬等は、定款第28条第3項に規定する代表理事又は業務執行理事が常勤である場合に、当該理事に対してのみ支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する常勤の理事には、職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）に基づき給料及び手当を支給し、報酬等を支給しない。

(支給金額)

第4条 前条第1項で定める者に対する報酬等の金額は、年額500万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、月額をもって支給するものとし、給与規程が規定する給料の支給日に現金又は振込みにより支給する。

- 2 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、給与規程の例により通勤費を支給する。

### 第3章 報酬等の支給

(支給対象)

第6条 理事会及び評議員会に出席した役員（常勤の理事を除く。）及び評議員には、報酬等を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、監事に対し、監事監査を行った場合は報酬等を支給する。  
(支給金額)

第7条 報酬等の金額は、1回当たり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。  
(支給方法)

第8条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込み又は現金で支給する。

#### 第4章 費用

(費用)

第9条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### 第5章 公表

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### 第6章 規程の変更等

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

(行政庁への届出)

第12条 この規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を岡山県知事に届け出なければならない。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、この法人が公益財団法人岡山県郷土文化財団として登記した日（平成24年3月1日）から施行する。
- 2 設立登記日の属する月から同日以後に最初に開催される評議員会の開催日の属する月までの間、理事会及び評議員会に出席した理事（常勤の理事を除く。）、監事及び評議員の報酬等の金額は、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

役 職	理事会及び評議員会への出席	監 事 監 査
評議員	1人1日当たり1万円	支給しない。
理 事	1人1日当たり1万円	支給しない。
監 事	1人1日当たり1万円。ただし、公認会計士、弁護士等については1人1日当たり3万円。	1人1日当たり3万円。ただし、公認会計士、弁護士等については1人1日当たり5万円。

注：当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。

## 報酬等の金額に関する評議員会決定

平成24年5月31日

公益財団法人岡山県郷土文化財団役員及び評議員に対する報酬等支給基準規程第7条の規定による支給額を次のとおりとする。

役 職	理事会及び評議員会への出席	監 事 監 査
評議員	1人1日当たり1万円	支給しない。
理 事	1人1日当たり1万円	支給しない。
監 事	1人1日当たり1万円。ただし、公認会計士、弁護士等については1人1日当たり3万円。	1人1日当たり3万円。ただし、公認会計士、弁護士等については1人1日当たり5万円。

注：当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。